

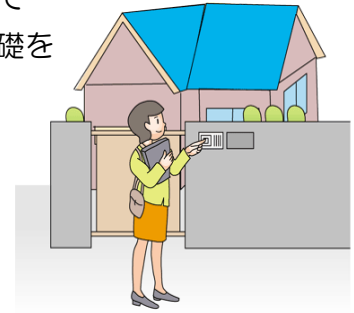
# 統計調査員を募集しています

市では、国や県が行う各種統計調査に従事可能な調査員として登録していただける方を募集しています。

応募していただいた方は、市の登録統計調査員としてご登録いただき、各種統計調査実施の際に調査への従事を依頼し、統計調査員として活動していただきます。

子育て中の方も、会社を退職した方も、空いた時間を利用して調査活動を行い、国の政策立案を左右する重要な統計情報の基礎を担うことができます。

あなたも統計調査員として活動しませんか？



## 統計調査・統計調査員とは？

統計調査には、国勢調査や経済センサスなど、さまざまな調査があります。この各種統計調査の調査対象を訪問して、調査票を配布・回収していただく方を統計調査員と言います。統計調査で得られた結果は、国や地方公共団体が各種行政施策を企画・立案する上での重要な資料として利用されています。



## 調査員の要件は？

1. 20歳以上で健康な方
2. 責任を持って調査事務を遂行できる方
3. 調査により知り得た秘密を守ることができる方
4. 選挙、警察、税務事務、興信所等に直接関係のない方



## 調査員の仕事は？

1. 研修会への参加（国や県が主催する研修会に参加します。）
2. 調査員事務説明会への出席（調査員としての仕事の説明を受けます。）
3. 調査票の記入依頼や配布・回収（調査対象を訪問し調査票を配布・回収します。）
4. 調査票の検査及び整理（回収した調査票を点検し、記入漏れ等を確認します。）
5. 調査票の提出（調査書類を県や市に提出します。）



### 調査員の身分は？

統計調査実施の都度、国または県から「非常勤の公務員」として任命されます。  
任命期間は約2ヵ月程度です。  
調査活動中に災害に遭った場合は、一般の公務員と同様に公務災害が適用されます。



### 調査員の報酬は？

調査活動に従事した対価として報酬が支払われます。報酬は、調査ごとに調査件数などを考慮して定められますが、2～5万円程度の報酬です。  
(※必ずしもこの範囲内であるとは限りません。)



### 登録の期間は？

登録の期間は特に定められていません。  
また、登録の申し込みは随時受け付けています。登録の辞退もいつでもできます。



### 申し込み方法は？

申込書をダウンロードし、市役所2階総務課までお申し込みください。  
なお、申込書は総務課でも配布しています。



### お問い合わせ先

滑川市役所 総務課  
TEL 076-475-1505 (直通)



### 統計調査員による主な統計調査

実施機関名	調査名	周期
総務省	国勢調査	5年
	経済センサス—基礎調査	5年
	住宅・土地統計調査	5年
	就業構造基本調査	5年
	全国消費実態調査	5年
	社会生活基本調査	5年
	労働力調査	毎月
厚生労働省	毎月勤労統計調査	毎月
	国民生活基礎調査	毎年
農林水産省	農林業センサス	5年
経済産業省	工業統計調査	毎年
	経済センサス—活動調査	5年
	商業統計調査	5年